利用者負担について(案)

以下については、現時点での案です。最終的には予算審議を経て決定しますので、 今後変更となる場合があります。

(1) 基本的な考え方

- ① 利用者負担額は、応能負担とし、現行の利用者負担の水準を基準に市が設定します。
- ② 教育標準時間認定(1号)の利用者負担額は、保育認定(2号)の利用者負担額を上回らないように設定する予定です。
- ③ 保育認定(2号・3号)の利用者負担額は、原則、現行の保育所保育料と同等と する予定です。

(2)教育標準時間認定(1号)の月額利用者負担(仮設定案)について

	階 層 区 分(8階層)	新制度月額利用者負担(仮設定案)		
1	生活保護世帯	0円		
2 – 1	市民税非課税母子等	0円		
2-2	市民税非課税一般	2, 900円		
2-3	市民税均等割額のみ	7,500円		
3 — 1	市民税所得割課税額48,600円未満	9,800円		
3 – 2	市民税所得割課税額77,100円以下	14,500円		
4	市民税所得割課税額211,200円以下	18,900円		
5	市民税所得割課税額211,201円以上	24, 100円		

- (3) 保育認定(2号・3号)の月額利用者負担(仮設定案)について
 - ①新制度での利用料は、これまでと同様に所得に応じた負担となりますが、算定方法が変更される予定です。これまでは、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市民税を用いて決定する予定です。
 - ② 新制度において新たに短時間認定(最大8時間まで利用可能)の利用者負担が設定されますが、国水準と同様に標準時間認定の98.3%の利用料とする予定です。

新制度月額利用者負担 (仮設定案)

階 層 区 分 (13階層)		3歳未満児		3 歳児		4歳以上児	
		保育 標準時間	短時間	保育 標準時間	短時間	保育標準時間	短時間
A	生活保護法による 被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 1	市民税非課税 母子世帯等※	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 2	市民税非課税	5,000円	4, 900円	3,000円	2, 900円	3, 000円	2, 900円
C 1	市民税均等割額のみの世帯	10,000円	9, 800円	8,000円	7,800円	8, 000円	7,800円
C 2	市民税所得割額48,600円未満	12,000円	11,700円	10,000円	9,800円	10,000円	9,800円
D 1	市民税所得割額70,900円未満	17,000円	16,700円	15,000円	14,700円	15,000円	14,700円
D 2	市民税所得割額 108.200 円未満	25,000円	24,500円	23, 000円	22,600円	23,000円	22,600円
D 3	市民税所得割額 138.100 円未満	30,000円	29,400円	27, 000円	26, 500円	25,000円	24,500円
D 4	市民税所得割額 198,400 円未満	40,000円	39,300円	30,000円	29, 400円	28,000円	27,500円
D 5	市民税所得割額 297, 400 円未満	45,000円	44,200円	30,000円	29, 400円	28,000円	27,500円
D 6	市民税所得割額 338,500 円未満	54,000円	53,000円	30,000円	29, 400円	28,000円	27,500円
D 7	市民税所得割額 397,000 円未満	56,000円	55,000円	30,000円	29, 400円	28,000円	27,500円
D 8	市民税所得割額 397,000 円以上	67,000円	65,800円	35,000円	34, 400円	32,000円	31,400円